

＜施工体制台帳等の提出書類＞

建設業法施行規則 第14条の2 第2項

書類の種類		提出の要否
①施工体制台帳（元請負人に関する事項）「別記様式第2号の1（3条関係）」		必須
②施工体制台帳（下請負人に関する事項）「別記様式第2号の1（3条関係）」		必須
③ 添付 書類	A 元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須
	B 元請業者が下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須
	C 元請の主任（監理）技術者が資格を有することを証する書面又はその写し ※専任を要する監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しに限る	必須
	D 元請の主任（監理）技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し ※健康保険被保険者証の写し等 (被保険者等記号・番号については、マスキング処理をしてください。)	必須
	E 元請の専門技術者が主任技術者資格を有することを証する書面又はその写し 元請が専門技術者を置いた場合のみ	元請が専門技術者を置いた場合のみ
	F 元請の専門技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し	
④施工体系図（別記様式3）		必須
⑤作業員名簿「別記様式第2号の3（3条関係）」		必須

※ 下請負人が再下請を行った場合は、その都度、次の書類を追加提出する。

③ 添付 書類	G 再下請負通知書（下請負人に関する事項）「様式第2号の2（3条関係）」	必須(下請から徴取)
	H 再下請負通知書（再下請負人に関する事項）「様式第2号の2（3条関係）」	必須(下請から徴取)
	I 下請負人が再下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須(下請から徴取)
④施工体系図（別記様式3）		必須(再下請人を追記)
⑤作業員名簿「別記様式第2号の3（3条関係）」		必須(下請から徴取)

（注1）上記の順に並べて提出してください。なお、それぞれの書類が複数枚になる場合は、両面コピーでも構いません。（ただし、上記④の書類を除く。）

（注2）契約書については、必要事項15項目の記載は必要となりますが、少なくとも「工事名」「工期」「契約金額」「請負代金の支払時期及び方法」「双方の署名押印」が確認できる部分を添付してください。

（注3）当初契約に内容の変更が生じた場合は、変更後の必要事項を記載のうえ、下請施工状況変更届「様式4号」とともに必要書類を提出してください。

（注4）作業員名簿については、作業従事者が適正な保険等に加入をしているかを確認するために必要な書類となります。建設業法の改正に伴い、提出が義務付けされた書類となります。